



県章

山形県公報

平成27年4月3日(金)
第2635号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 政 課) ……525
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(最上総合支庁子ども家庭支援課) ……526
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……527
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定……………(林業振興課) ……同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……528
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……529
- 都市計画事業の認可……………(同) ……530

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………531

公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) ……532
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……533
- 同……………(庄内総合支庁総務課) ……534
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(危機管理課) ……同

告 示

山形県告示第389号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第130条第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|-----------|--------|-----------------|-----------|
| 株式会社大丸石油店 | 斎藤 栄助 | 米沢市中央一丁目7番30号 | 平成27年2月1日 |

| | | | |
|------------|-------|-----------------|------------|
| 有限会社丸忠太田商店 | 太田 紀男 | 米沢市大字川井3783番地の1 | 平成27年2月1日 |
| 庄内交通株式会社 | 安藤 俊雄 | 鶴岡市錦町2番60号 | 平成27年2月13日 |

山形県告示第390号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|--------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす 新庄市金沢1439番地22 | にじいろはうす 新庄市小田島町401番地1 | 放課後等デイサービス | 平成27. 3. 25 |

山形県告示第391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------------------------|-------------------------------|---------|------------|
| 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター米沢 米沢市金池五丁目13番21号 | 訪問看護 | 平成27. 1. 1 |

山形県告示第392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------------------------|-------------------------------|----------|------------|
| 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター米沢 米沢市金池五丁目13番21号 | 介護予防訪問看護 | 平成27. 1. 1 |

山形県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地

村山市中央一丁目6番12号

3 認可年月日

平成27年3月26日

山形県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

富並川伊蔵堰土地改良区

2 事務所の所在地

北村山郡大石田町大字横山102番地

3 認可年月日

平成27年3月26日

山形県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

泉田川土地改良区

2 事務所の所在地

新庄市大字泉田字上村西407番地

3 認可年月日

平成27年4月1日

山形県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

今野川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地

3 認可年月日

平成27年3月26日

山形県告示第397号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区域 山形県下一円

期間 平成27年4月24日から平成28年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第398号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

| 区 域 | | 期 間 |
|-------|--|------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名 | |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜 | 平成27年6月21日から 平成28年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上 |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子 | 同 上 |

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から2週間以内に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 新庄都市計画道路

(2) 名称 1・3・1号鳥越福田線、3・2・1号元屋敷金沢線、3・3・1号沼田角沢線、3・4・2号新庄駅小田島線、3・4・3号鳥越泉田線、3・4・4号北本町飛田線、3・4・5号関屋小檜室線、3・4・7号万場町線、3・4・8号新庄駅横前線、3・4・11号金沢下西山線、3・4・12号金沢仁間線、3・4・14号沼田北町線、3・5・1号松本中山町線、3・5・4号金沢五日町線及び3・5・5号小檜室角沢線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 1・3・1号鳥越福田線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(2) 3・2・1号元屋敷金沢線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(3) 3・3・1号沼田角沢線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(4) 3・4・2号新庄駅小田島線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(5) 3・4・3号鳥越泉田線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(6) 3・4・4号北本町飛田線

イ 追加する部分 新庄市宮内町、新町、五日町字宮内及び千門町地内

ロ 削除する部分 新庄市五日町字宮内、新町及び千門町地内

(7) 3・4・5号関屋小檜室線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(8) 3・4・7号万場町線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(9) 3・4・8号新庄駅横前線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(10) 3・4・11号金沢下西山線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(11) 3・4・12号金沢仁間線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(12) 3・4・14号沼田北町線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(13) 3・5・1号松本中山町線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(14) 3・5・4号金沢五日町線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

(15) 3・5・5号小檜室角沢線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第400号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・24号諏訪町七日町線

3 事業地

(1) 取用の部分 山形市七日町二丁目及び五丁目並びに本町二丁目地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成27年4月3日から平成33年3月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第9号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月3日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

2 老人ホームの項の表中

| | | |
|-----------------|--------------------|----|
| 特別養護老人ホームベにはなノ杜 | // 大字大森853番地 | を |
| 特別養護老人ホームベにはなノ杜 | // 大字大森853番地 | に、 |
| 特別養護老人ホーム鈴川敬寿園 | // 大野目二丁目2番67号 | |
| グランドホーム檜の木 | // 桧町一丁目10番5・10番10 | |
| 特別養護老人ホーム回春堂 | // 大字花沢2986番地の1 | を |

| | | |
|-----------------------|--------------------|-------|
| 特別養護老人ホーム回春堂 | 〃 大字花沢2986番地の1 | に、 |
| 特別養護老人ホーム成島園 | 〃 広幡町成島字窪平山2120番地5 | |
| 養護老人ホームかたばみの家 | 〃 北千日堂前字松境16番 | を |
| 養護老人ホームかたばみの家 | 〃 北千日堂前字松境16番 | に、 |
| 地域密着型特別養護老人ホームサン・シティⅡ | 〃 曙町二丁目28番地の5 | |
| 小規模特別養護老人ホームライフケア黒森 | 〃 黒森字葭葉山54番地の10 | |
| 特別養護老人ホーム紅梅荘 | 〃 最上町大字向町73番地3 | を |
| 特別養護老人ホーム紅梅荘 | 〃 最上町大字向町73番地の3 | に、 |
| 特別養護老人ホーム紅梅荘（ユニット型） | 〃 〃 | |
| 悠悠 | 〃 真室川町大字新町469-5 | を |
| 悠悠 | 〃 大字新町469番5 | に改める。 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム「悠悠」 | 〃 〃 | |

山形県選挙管理委員会告示第10号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成27年4月3日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

「 〃 金池住宅団地集会所 を「 〃 金池住宅団地集会所」に、「 〃 酒田市港南学区コミュニティ防災センター」を「 〃 酒田市港南コミュニティ防災センター 」に、
「 〃 山峡体育館 」を
「 〃 山峡体育館
〃 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンター
〃 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンター
〃 白鷹町荒砥地区コミュニティセンター に改める。
〃 白鷹町十王地区コミュニティセンター
〃 白鷹町鷹山地区コミュニティセンター
〃 白鷹町東根地区コミュニティセンター」

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総務事務システム等稼働基盤導入及び基盤運用管理等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）
- (2) 日時 平成27年5月14日（木）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総務事務システム等稼働基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年9月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 電話番号023(630)3337

- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(9)に係る事項を証明する書類）及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）（以下これらを「申請書等」という。）を平成27年4月24日（金）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による山形県低入札価格調査制度を適用する。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Construction and operation of infrastructure for The Yamagata Prefectural Government's general affairs office work systems, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 14, 2015
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023 (630) 3337

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があつた。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあつた年月日
平成27年3月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人米沢清友会
 - (2) 代表者の氏名
大塚 正紀
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市大字三沢26106番地14

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む高齢者に対して、敬愛の心を持って接し、心身の健康の保持及び、生活安定のために必要な福祉サービスの提供を講じるとともに、家族の絆を大切に生活支援事業を行い、健やかで活力のある、豊かな地域社会づくりに貢献していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成27年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人あらた

(2) 代表者の氏名

齋藤 緑

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市東町一丁目15番地の25

(4) 定款に記載された目的

この法人は介護に欠ける地域住民に対して、介護支援及び生活支援に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とパートナーシップをもった新たな介護システムなど地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県防災情報システム再構築業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形市松波二丁目8番1号 山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課危機管理・防災担当
電話番号023(630)2231

3 落札者を決定した日 平成27年3月4日

4 落札者の名称及び所在地

東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部山形法人営業部門 山形市薬師町二丁目18番1号

5 落札金額 105,840,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年1月23日